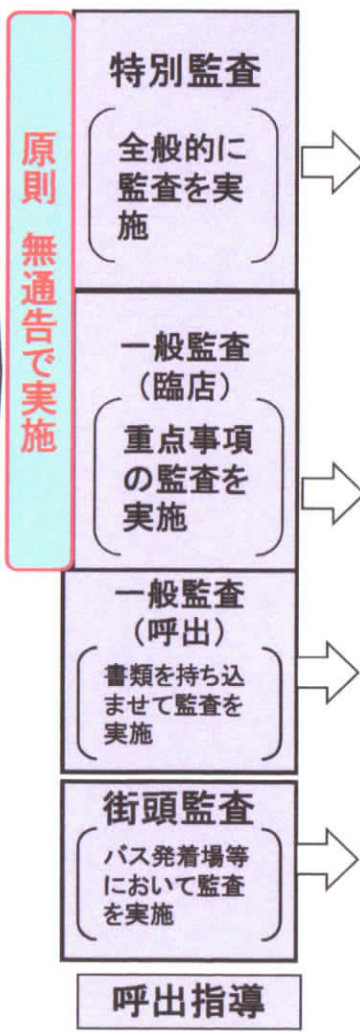


# 監査・処分の流れ

## 監査実施の事業者を選定(乗合・貸切バス、タクシー、トラック)

- 選定対象
- ・第一当事者死亡事故
  - ・公安委員会からの通報
  - (1) 無免許・無資格運転
  - (2) 酒酔い・酒気帯び運転
  - (3) 過労運転
  - (4) 30km/h(高速道は40km/h)以上の速度超過
  - (5) 過積載
  - (6) 法定禁止場所の駐停車
  - (7) 死亡・重傷事故
  - (8) ひき逃げ
  - (9) (1)~(6)を伴う人身事故
  - ・適正化事業実施機関からの情報
  - ・労働局からの通報
  - ・長期間監査未実施
  - ・その他、告発・苦情、情報等



違反なし

- 違反あり**
- ・点呼未実施
  - ・帳票類の作成、保存なし
  - ・長時間の勤務
  - ・指導、教育の不適切
  - ・定期点検の未実施
  - ・運管・整管の未選任等

違反が確認された場合は、違反内容や事業者の対応に応じて、後日、特別監査、一般監査、改善状況の確認を実施

**行政処分基準により処分等を実施**

**不利益処分等の弁明の通知**

終了

- 違反あり 行政処分**
- ・許可の取消処分
  - ・事業停止処分
  - ・自動車等の使用停止処分
  - ・管理が不適切の時は、運行管理者資格者証返納処分
  - ・タクシー事業の登録運転者の取消処分
  - ・警告以上は、ホームページで公表(※1)
  - ・許可の取消、事業停止、社会的関心が高いものは、プレスで公表
- 処分基準に違反ごとの停止日数が規定されている。処分基準は、左下アドレスを参照(※2)
- 行政処分等
- ・ 警 告
  - ・ 勸 告

処分後の確認監査(改善確認を実施)

改善報告 良

終了

改善報告 否

**再度監査を無通告で実施(特別監査を実施)**

違反有

再違反で加重処分

改善できない事業者の最終的処分は取消し

※1:「事業者の行政処分検索」HPアドレス  
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>

※2:「自動車運送事業者に対する行政処分等」HPアドレス  
<http://www.wtb.mlit.go.jp/hokkaido/kakusyu/gyoseisyobun/jidousha/index.html>